

Wi-Fi ルータレンタルサービス 利用規約

1 章 総則

第 1 条(規約の適用)

- 1 株式会社ニューメディア(以下、「当社」といいます。)は、この利用規約(別紙料金表を含みます。以下、「本規約」といいます。)に基づき、Wi-Fi ルータレンタルサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。
- 2 当社が提供する本サービス以外のサービスについては、別に定める該当サービスの契約約款及び利用規約等を適用するものとします。

第 2 条(用語の定義)

用語	用語の意味
Wi-Fi ルータ	当社が契約者に貸与する、無線によるインターネット接続機能を持った通信端末(本体、AC アダプター等の付属品を含みます)
イーザーメッシュ Wi-Fi	メインルーター(親機)とサテライトルーター(子機)が相互に連携し、網の目(メッシュ)のような一体となった無線 LAN 環境を構築する通信技術です。周囲の電波環境や建物の構造によって通信品質は変動します。
申込者	本サービスの契約を当社に対して申込む者
契約者	本規約に基づく契約を当社と締結し、Wi-Fi ルータレンタルサービスの提供を受ける者
利用者	本サービスにより貸与された Wi-Fi ルータを利用して通信を行う契約者の関係者
当社通信サービス約款	NCV インターネット接続サービス契約約款
当社通信サービス	当社で提供しているインターネット接続サービス
ドコモタイプ C	当社の設備を利用したドコモ光向けインターネット接続サービス

第 3 条(規約の変更)

- 1 当社は、次に掲げる場合には、本規約の変更をすることにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別に契約者と合意をすることなく本規約の変更をすることができるものとします。
 - (1)変更内容が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2)変更内容が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

- 2 当社は、前項に定めた本規約の変更を行う場合は、当該変更の影響を受ける契約者に対し、次に掲げる内容を、予め相当の期間を設けて通知し、ホームページ等でも周知します。
 - (1)本規約の変更を行うこと
 - (2)本規約の変更に関する効力発生時期
 - (3)変更後の本規約及び当該変更内容について
- 3 前項に定める周知を行い、変更の効力発生時期が到来した後も契約者が本サービスを利用したときは、契約者は変更後の本規約について同意しているものとみなし、料金その他の提供条件は変更後の本規約によるものとします。

第4条(契約者の関係者による利用についての義務)

- 1 契約者は、当該契約者の家族又はその他の者(以下、「関係者」といいます。)に本サービスを利用させる場合は、本規約等の内容を遵守させるものとし、関係者による本サービスの利用が適切に行われるよう、善良なる管理者の注意をもって監督する義務を負うものとします。
- 2 関係者が本サービスを利用し、第28条(禁止事項)のいずれかに該当する行為を行った場合は、当社は本規約の各条項を適用するものとします。なお、契約者は、当社からの要請に基づき、速やかに当該行為を停止させ、再発防止の対応を講じなければなりません。
- 3 前項の規定に基づき、関係者の行為等により当社又は第三者に損害が生じた場合、契約者に当該行為の防止に関する過失が認められるときは、契約者は、当社又は当該第三者に対してその損害を賠償する責任を負うものとします。

2章 契約

第5条(サービス内容)

- 1 当社が提供する本サービスの内容は、以下のとおりです。
 - (1)1台目 1Gbps 対応 Wi-Fi ルータの無料レンタル
 - (2)2台目以降の追加 1Gbps 対応 Wi-Fi ルータの有料レンタル
 - (3)複数台の 1Gbps 対応 Wi-Fi ルータによって利用できるイーザーメッシュ 1Gbps 対応 Wi-Fi ルータの有料レンタル
 - (4) 10Gbps 対応 Wi-Fi ルータの有料レンタル
- 2 前項第1号から3号と、第4号は、同時契約はできません。
- 3 本サービスには、最低利用期間の定めはありません。契約者は、いつでも本契約を解約することができ、解約に伴う違約金、解約手数料は発生しないものとします。
- 4 本サービスを利用するために必要な機器等の設置および設定(以下、「設置設定」といいます)は、契約者が自己の責任と費用において行うものとします。
- 5 契約者は、自ら設置設定を行うことが困難な場合、当社に対して設置設定を依頼することができます。この場合、契約者は、当社が別途定める設置設定費用を負担するものとします。

第 6 条(契約条件)

- 1 本サービスの契約については、次の契約いずれかの条件を満たしていることが必要となります。
 - (1)当社通信サービスを契約し、申込時点で利用している場合
 - (2)ドコモタイプ C を利用している場合

第 7 条(契約単位)

- 1 当社は、契約者が利用する当社通信サービス 1 回線ごとに 1 の契約を締結します。この場合、契約者は 1 つの契約につき 1 人に限ります。
- 2 当社通信サービスの契約 1 回線につき、1 台目の Wi-Fi ルータは無料となります。
- 3 当社は、申込者と当社通信サービスの契約者が一致する場合、最大 5 台まで Wi-Fi ルータを貸し出すものとします。

第 8 条(申込み)

- 1 本サービスの申込みは、その申込みをする者があらかじめ本規約を承諾し、当社申込書に所定要項を記入のうえ、提出する方法によって行うものとします。

第 9 条(承諾)

- 1 申込みの承諾は、第 8 条(申込み)に定める申込みに対し、当社がこれを受理し、承諾した時に成立するものとします。また、当社は、契約の申込みを受けた場合は、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社は業務の遂行上支障がある場合については、その順序を変更できるものとし、その場合当社は契約者に対してその理由とともに通知するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、本条第 1 項の規定にもかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)第 6 条(契約条件)の条件を満たさない場合。
 - (2)当社通信サービスを休止又は停止されている場合。
 - (3)本サービスと当社通信サービスを同時に申し込んだ場合において、当社通信サービスについて当社が申し込みを承諾しない場合。
 - (4)契約者が当社に通知した所要事項に虚偽又は不備(書面等での名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合。
 - (5)契約者が第 33 条(反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除)に定める反社会的勢力等に属する者又は反社会的勢力等に属する者に相当する者であると当社が判断した場合。
 - (6)その他、当社通信サービス約款第 9 条(契約申込みの承諾)の規定に照らし、当社が申込者

の本サービスの利用が適当ではないと判断する場合。

第 10 条(契約書面の交付)

- 1 当社は、契約者に対し、事業法第 26 条の 2 で交付を義務づけられている書面(以下、この書面を「契約書面」といいます。)を発送します。同書面の到達又は本サービスの提供のいずれか早い方をもって、契約の申込みに対する承諾の通知の到着とみなします。
- 2 契約書面は当社通信サービスと併せて 1 枚の書面に記載されます。

第 11 条(契約上の地位の譲渡禁止及び承継)

- 1 契約者は、本サービスに係る契約上の地位を、第二親等以内の親族以外の第三者に譲渡することはできないものとします。
- 2 当社通信サービスに契約上の地位が譲渡された場合、本サービスにおける地位も併せて譲渡されます。

第 12 条(本契約に関する変更)

- 1 契約名義及び利用住所等は、当社通信サービスの契約名義及び利用場所に準じるものとします。
- 2 前項の内容に変更が生じた場合、本契約の契約内容も併せて変更されます。

第 13 条(設置場所)

- 1 本サービスは、当社通信サービスの契約住所でのみご利用いただけます。ご契約住所以外への設置は禁止されています。

第 14 条(休止再開)

- 1 当社通信サービス約款第 18 条（契約者による利用の休止及び再開）に基づき、当社通信サービスが休止又は再開された場合、本サービスについても、これに準じて休止又は再開されるものとします。
- 2 当社通信サービスが休止された場合、休止期間中の本サービスの 2 台目以降の Wi-Fi ルータレンタル月額利用料に関しては無料とします。
- 3 第 1 項の場合、当社が貸与している Wi-Fi ルータは撤去せず、契約者が保管するものとします。休止期間中において契約者が機器を紛失又は破損させた場合は、第 25 条(機器損害金)の規定に従い損害金を支払うものとします。

第 15 条（サービスの一時停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間中、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。

- (1) 利用料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払がないとき。
 - (2) 第 28 条（禁止事項）に定める行為を行ったとき、又はそのおそれがあると当社が客観的に認めるとき。
 - (3) 当社通信サービスが一時停止又は利用制限されたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時停止するときは、あらかじめその理由及び停止日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに通知するものとします。
- 3 第 1 項の規定に基づきサービスが一時停止された場合であっても、契約者はその停止期間中の月額利用料の支払義務を免れないものとします。

第 16 条(契約者が行う本サービスの解約)

- 1 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、その旨を当社に申し出るものとします。なお、当社通信サービスの利用契約を解約する場合は、同時に本サービスも解約されるものとします。
- 2 当社通信サービス約款第 11 条(初期契約解除等)に定める初期契約解除が行われた場合、本サービスも併せて契約が解除されます。
- 3 本サービスが解約または解除された場合であっても、契約者の都合その他当社の責めに帰さない事由により、当社が既に実施した設置設定に係る費用、および解約日までに発生した本サービスに係る一切の費用（以下「本サービス費用等」といいます）について、当社は受領済みの料金を返還いたしません。
- 4 本サービスが解約または解除された時点で、本サービス費用等のうち未払いのものがある場合、契約者は、法令等の定めに従い、当該未払い費用等について当社が定める期日までに支払わなければならないものとします。

第 17 条(当社が行う契約の解除)

- 1 当社は、次の各号の場合において、契約者に催告した上で本サービスの契約を解除することができるものとします。
- (1)第 6 条(契約条件)に定める条件を満たさなくなった場合
 - (2)第 9 条(承諾)第 3 項に該当した場合
 - (3)利用料金の支払いが滞り、当社からの催告後も支払を行わない場合
 - (4)その他、契約者が本契約又はそれに付随する契約に違反した場合
 - (5)その他契約を継続し難い重大な事由が存在する場合
- 2 前項の解除の効力は、催告を行う通知において当社が記載した期限(期限の記載のない場合は通知発送日の翌日から起算して 2 週間)の経過をもって発生するものとします。

3 章 Wi-Fi ルータ

第 18 条(Wi-Fi ルータの貸与)

- 1 当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要となる Wi-Fi ルータを貸与します。
- 2 契約者は、善良な管理者の注意をもって当社が貸与した Wi-Fi ルータを維持管理するものとします。
- 3 契約者は、次の各号の行為をしてはなりません。
 - (1)Wi-Fi ルータを第三者に転貸、譲渡、質入れ等すること。
 - (2)Wi-Fi ルータを定められた場所以外に移動し、又は接続を変更すること。
 - (3)Wi-Fi ルータを分解又は改造すること。
- 4 本サービスの契約が解約又は解除された場合、契約者は、当社の指定する方法により Wi-Fi ルータを当社に返却するものとします。契約者が返却を怠った場合、第 25 条(機器損害金)を準用するものとします。

第 19 条(ルータの追加及び解約)

- 1 契約者は、Wi-Fi ルータの追加を請求することができます。この場合、契約者は当社所定の申込書を記入することにより当社に申込みものとします。ただし、申し込み状況によりすぐに追加の Wi-Fi ルータを提供できない場合があります。
- 2 当社は、前項の請求に対して第 9 条(承諾)の規定に基づき、その請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該契約者に対して、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 3 契約者は、第 1 項で追加した Wi-Fi ルータについて、毎月末日付に解約をすることができます。その場合、契約者は当社に対して解約希望の月の末日までに当社に申し出ることとします。

第 20 条(故障交換)

- 1 当社は、Wi-Fi ルータに故障が生じた場合、速やかに修理又は交換を行います。ただし、契約者の故意又は過失により故障、損傷、紛失等が生じた場合は、契約者は、当社に対し、第 25 条(機器損害金)の規定に従い別紙料金表に定める機器損害金を支払うものとします。
- 2 当社は、サービスの維持管理上又は技術基準の変更等により必要がある場合、Wi-Fi ルータの交換又はバージョンアップ作業を実施することがあります。この場合の費用は、当社の負担とします。

第 21 条(返却義務)

- 1 契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者は、当社に対して Wi-Fi ルータを返還する義務を負います。
 - (1)契約者が本サービスの契約を解約する場合。

- (2)本サービスの種類の変更、Wi-Fi ルータの故障等の事由により、契約者がWi-Fi ルータを交換した場合。
- 2 本サービスの契約が解約又は解除された場合、契約者は、当社の指定する方法により Wi-Fi ルータを当社に返却するものとします。契約者が返却を怠った場合、第 25 条(機器損害金)を準用するものとします。
 - 3 Wi-Fi ルータの返却については、次のいずれかの方法によるものとします。
 - (1)当社窓口まで持参して返却
 - (2)当社による回収
 - 4 前項第 2 号の場合、回収に係る費用を契約者は負担するものとします。

第 22 条(アプリケーション)

- 1 本サービスを利用する際は、Wi-Fi ルータ専用のアプリケーション(以下、「本アプリ」といいます。)を利用することが出来ます。
- 2 利用者は、本アプリの提供元が定めるプライバシーポリシーに同意した上で、本アプリを利用するものとします。
- 3 本アプリの提供元によるメンテナンス等により、本アプリが利用できなくなる場合があります。その際は、本アプリ提供元が発表する情報等をご確認ください。
- 4 本アプリはルータのメーカーが提供するものであり、当社が提供するものではありません。利用者が本アプリを利用したことにより生じた損害等について、当社は本アプリの提供主体としての責任を負わないものとします。

4 章 料金

第 23 条(料金の適用)

- 1 当社が提供する本サービスの月額利用料は、別紙料金表に定めるところによります。
- 2 契約者は、料金収納業務について、当社が収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。
- 3 社会経済情勢等の変化にともない、利用料を改定することがあります。その場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに契約者に通知するものとし、契約者が改定日までに解約の申し出をしない限り、改定日の属する月の翌月 1 日より改定後の利用料を支払うものとします。

第 24 条(利用料金)

- 1 契約者は、追加の Wi-Fi ルータを受領した日の属する月の翌月 1 日から起算して、契約の解約若しくは解除の効力発生日、又は期間満了その他の終了原因が生じた日の属する月の末日までの期間について、当社が別紙料金表に定める本サービスの利用料金の支払いを要します。
- 2 契約者の料金等の支払方法は、原則として口座振替又はクレジットカード払いとします。ただ

し、当社との合意がある場合はこの限りではありません。

- 3 クレジットカード払いについては、当社のクレジットカード利用規約への同意が必要となります。
- 4 契約者が本規約に基づく料金の支払いを怠った場合は、改めて当社が指定する支払方法により支払うものとします。
- 5 契約者が第1項に定める利用料の支払を怠り、当社の督促に応じない場合は、第17条(当社が行う契約の解除)の定めに基づき契約を解除します。

第25条(機器損害金)

- 1 契約者は、当社が貸与している端末機器等を故意又は過失により紛失又は破損させた場合には、別紙料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。ただし、修理が可能かつ容易な場合は、機器損害金に代えて修理に要する実費相当額を支払うものとします。

第26条(債権譲渡)

- 1 契約者が各種料金等及びそれらに関する遅延損害金等の当社に対する金銭債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合、債権等の回収を当社が指定する債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報並びに債務の情報は債権回収会社に提供されます。

5章 損害賠償等

第27条(免責)

- 1 契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、当社は、その責を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、その限りではありません。
- 2 当社は、以下の各号に関して保証を行わず、これに起因する契約者の損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - (1)本サービスの完全性若しくは確実性、又は特定目的への有効性及び適合性
 - (2)契約者が本サービスを通じて得る情報及びデータ等の完全性、正確性、確実性、有用性等
 - (3)本サービスのシステムダウン等不具合が生じないこと
 - (4)本サービスが即時性をもって提供されること
 - (5)本サービスが当社の意図によらずに中断されないこと
- 3 本サービスを通じて行われる情報及びデータ等のやり取りはすべて契約者の自己責任において行われ、その結果生じた契約者の情報通信機器(コンピューターやスマートフォン等を含む)への損害、データの消失等は契約者に責任があるものとし、当社は免責されるものとします。ただし、契約者の情報通信機器への損害、データの消失等が、当社の故意又は重大な過失によっ

て生じた場合は、この限りではありません。

- 4 契約者は、本サービスの利用及び利用結果について自らが責任を負うものとし、契約者による本サービスの利用に起因して第三者とトラブルが生じた場合、又は当該トラブルに関連して第三者から当社に対し、権利侵害の主張を伴うクレーム、請求若しくは訴訟が提起された場合、契約者は自らの費用と責任においてこれを解決するものとします。

第 28 条(禁止事項)

- 1 契約者が本サービスを利用するにあたり、当社は、以下に該当する行為を禁止します。

- (1)当社又は他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2)当社を含む他者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (3)当社を含む第三者を不当に差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為、又は当社を含む第三者に不利益を与える行為。
- (4)詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為。
- (5)わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。
- (6)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (7)販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為。
- (8)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為、又は同広告に該当するコンテンツ等へのアクセスを助長する行為。
- (9)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (10)当社を含む他者の設備(電気通信設備及びコンピューター等)に蓄積された情報(ソフトウェアを含む)を不正に書き換え、又は消去する行為。
- (11)他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (12)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為。
- (13)無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメール等を送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメール等を送信する行為。
- (14)当社を含む他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運営に支

障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。

(15)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。

(16)違法行為(けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為。

(17)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。

(18)人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。

(19)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為。

(20)犯罪や違法行為に結びつく情報若しくはそのおそれの高い情報、又は他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。

(21)当社のインターネット接続サービスの運営を妨げる行為。

(22)本規約に違反する行為。

(23)その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。

6 章 雑則

第 29 条(個人情報等の保護)

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報について、当社が公表するプライバシーポリシー(以下、「当社プライバシーポリシー」といいます。)に基づき適切に取扱います。
- 2 当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。
【プライバシーポリシー】 <https://www.ncv.co.jp/privacy-policy/>
- 3 契約者は、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正又は削除を請求することができます。開示等の手続については、次の窓口までお問い合わせください。
【連絡先】株式会社ニューメディア 本社総務統括本部(お客様相談窓口)
【電話番号】 0238-24-2525
- 4 当社は、契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、個人情報等を消去するものとします。契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去せず保存するものとします。

第 30 条(著作権及び知的財産権)

- 1 本サービスを構成するすべてのシステム、プログラム及びソフトウェア、又は本サービスに含

まれるすべてのコンテンツ、広告、その他本サービスに関連して提供される素材(以下「著作物」といいます。)の著作権、著作者人格権、著作隣接権、工業所有権(商標権、特許権、実用新案権、及びこれらを出願する権利)、不正競争防止法上の営業秘密、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権(以下「著作権等」といいます。)は、当社又は当社にその使用を許諾している権利者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社又は権利者の事前の書面又は電磁的方法による許諾なくして、著作物を方法の如何を問わず私的使用の範囲を超えて使用したり、複製若しくは改変したり、又は解析(リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等)をしてはならないものとします。

第 31 条(本サービスの休廃止)

- 1 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に、又は永続的に休廃止することがあります。その場合、原則としてサービス終了の 30 日以上前までに、契約しているすべての契約者に対して、次のいずれかの方法で通知するものとします。
 - (1)対面による説明
 - (2)電話等
 - (3)郵便、信書便その他の手段による書面の交付
 - (4)電子メール
- 2 本サービスの休廃止に伴い、当社が契約者に対して通知する内容は次のとおりです。
 - (1)休廃止するサービス名称及びその内容
 - (2)休廃止の日時
 - (3)休廃止の理由
 - (4)休廃止に関する問い合わせ窓口
 - (5)代替えサービス等の情報
- 3 本条第 1 項について、緊急に本サービスを廃止せざるを得ず、30 日以上前の告知ができなかった場合は、可能な限り速やかに周知するものとします。

第 32 条(債務及び義務の存続)

- 1 契約期間中に生じた利用料又は機器の故障の修繕費等の契約者の債務及び本規約に定める契約者の義務は、本契約終了後も存続します。

第 33 条(反社会的勢力等及び不当な要求行為の排除)

- 1 契約者は、自らが、本規約に基づく利用契約の締結日において、次の各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1)暴力団

- (2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係企業
 - (5)総会屋等
 - (6)社会運動等標ぼうゴロ
 - (7)特殊知能暴力団等
 - (8)前各号の共生者
 - (9)その他前各号に準ずる者
- 2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為、又は社会通念上相当な範囲を超える頻度、時間、態様による要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的、侮辱的、若しくは差別的な言動をし、又は従業員等の人格を否定する言動を伴う行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社等の信用を毀損し、若しくは当社等の業務を妨害する行為、又はSNS等への投稿によりこれらを行う行為
 - (5)当社の従業員等に対する執拗なつきまとい、無断撮影、又は心身の安全を脅かす言動
 - (6)その他前各号に準ずる行為
- 3 契約者は、当社が契約者に対して第1項又は第2項の該当性の調査(当社が関係機関等に当該調査を依頼する場合を含みます)を合理的な範囲で行うことに協力することに同意し、当社又は当該関係機関等が開示を求めた情報を開示するものとします。
- 4 次の各号のいずれかに該当し、本サービスの契約を締結すること、又は本サービスの契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、契約者との本サービスの契約について、解除等(本サービスの契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに本サービスを解除することをいいます。)を行うことができるものとします。
- (1)契約者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - (2)契約者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - (3)契約者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (4)前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 5 前項の規定の適用により、本サービスの契約が解除された場合、契約者は、本サービスの契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 6 前2項の規定の適用により、当社等に損害等(損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。)が生じた場合、契約者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

第 34 条(分離可能性)

- 1 本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は違法とされた場合であっても、本規約の残りの条項又はその一部は影響を受けず、有効に維持されるものとします。また、当社は、本規約に定める措置を講ずるに際しては、事業法及び関連の法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第 35 条(合意管轄)

- 1 契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 条(準拠法)

- 1 本規約及び本規約に基づく利用契約の準拠法は、日本法とします。

第 37 条(言語)

- 1 本規約の正文は日本語版とし、他の言語への翻訳版との相違や矛盾が生じた場合、日本語版が優先して適用されるものとします。

第 38 条(定めなき事項)

- 1 本規約に記載のない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

附則

本規約は、2026 年 8 月 17 日より実施します。